



1. 「米国最新事情：中間選挙後の政治・経済の見方」  
「関西経済の現状と展望」についての時局・時事講演会 開催のご案内・・・・・・・・・・

トランプ政権の政策は世界に波紋を投げており、特に中国との貿易摩擦は深刻ですが、中間選挙の結果を踏まえ、今後の日米・米中関係等について、お話を頂戴します。  
更に、内外の経済環境が激変しているなか 特に関西経済に焦点を当てて日本銀行大阪支店 山田支店長にお話を伺います。講演会終了後には講師を囲んだ交流会も予定しておりますので、多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。

講演会  
無料

日 時 平成 30 年 11 月 13 日(火) 14:30~19:00 (受付 14:00)

場 所 講演会：大阪商工会議所 4 階 401 号会議室 大阪市中央区本町橋2-8 電話:(06) 6944-6268  
交流会：マイドームおおさか レストラン 大阪市中央区本町橋2-5 電話:(06) 6947-4329

次 第【講演会】(受付 14:00)  
14:30~14:40 主催者代表挨拶 (一社)全国中小貿易業連盟 理事長 伊藤紀忠

◆講演1

14:40~15:50 日本貿易振興機構(ジェトロ) 米州課長 <sup>あきやま しろ</sup> 秋山 士郎 様  
「米国最新事情：中間選挙後の政治・経済の見方」

15:50~16:00 休憩

◆講演2

16:00~17:15 日本銀行理事 大阪支店長 <sup>やまだ やすひろ</sup> 山田 泰弘 様  
「関西経済の現状と展望」

【交流会】  
17:30~19:00 講師を囲んでの交流会

**参加費** 講演会…無料 交流会…3,000円(当日 受付にて頂戴いたします)

**お申込み** 参加申込書にて、**11月7日(水)**までにFAXにてお申込みください。

**お問合せ** 全中貿大阪連盟(大洋株式会社 内) <sup>シカゴ支</sup> 鹿内・浅井(電話 06-6443-5810)

**主催団体** ①全国中小貿易業大阪連盟 ②日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部 ③大阪商工会議所  
 ④(公財)大阪産業振興機構 ⑤(一財)大阪国際経済振興センター ⑥(一社)大阪貿易協会  
 ⑦大阪倉庫協会 ⑧自動車部品貿易協会

**共催団体** ⑨(公社)関西経済連合会

**協力団体** ⑩(一財)貿易・産業協力振興財団

▶▶FAX:06-6443-5810

時局・時事講演会(11/13)参加申込書

参加区分	いずれかの口にチェックを入れて下さい。(講演会 無料/交流会 3,000円)			
	<input type="checkbox"/> 講演会のみ参加		<input type="checkbox"/> 講演会・交流会とも参加	
所属(関係)団体名	(案内を受け取った所属・関係団体を○で囲んでください。複数の団体に所属の方は代表1団体のみ○で囲んでください。)			
	全中貿	ジェトロ	大商	産振機構
	IBPC	大貿協	大倉協	自動車部品貿易協会
	関経連	その他		
(ふりがな)御社名				
電話番号	( ) -	FAX番号	( ) -	
御参加者	所属・役職			
	(ふりがな)ご芳名			
	所属・役職			
	(ふりがな)ご芳名			
	所属・役職			
	(ふりがな)ご芳名			

※参加証の発行はいたしませんので、直接会場へお越しください。  
 ※ご記入いただいた個人情報、参加者リスト作成等に使用し、他の目的には使用いたしません。  
 作成した参加者リストは、主催・共催・協力団体がそれぞれ管理します。

2. 日本の財政と税収について

(1) 財政の状況

国の一般会計歳出では、社会保障関係費や国債費が年々増加している一方、その他の政策的な経費（公共事業、教育、防衛等）の割合が年々縮小しています。

国債の元利払いに充てられる費用（国債費）と社会保障関係費と地方交付税交付金等で歳出全体の約4分の3を占めています。

平成30年度一般会計予算における歳入のうち税収は59.1兆円を見込んでいます。本来、その年の歳出はその年の税収や税外収入で賄うべきですが、平成30年度予算では歳出全体の約3分の2しか賄えていません。この結果、残りの約3分の1を公債金すなわち借金に依存しており、これは将来世代の負担となります。

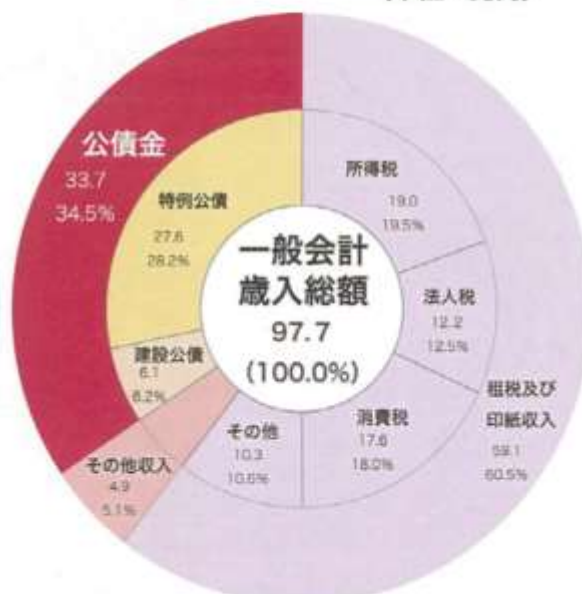
平成30年度一般会計歳出・歳入の構成

一般会計歳出



一般会計歳入

(単位：兆円)



(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 一般歳出（＝「基礎的財政収支対象経費」から「地方交付税交付金等」を除いたもの）における社会保障関係費の割合は約56.0%。

日本の財政は、歳出が歳入（税収）を上回る状況が続いています。平成30年度の税収は、平成3年度以来の高水準が見込まれていますが、依然として歳出と歳入には大きな差があり、その差は借金である国債（建設公債・特例公債）の発行によって賄われています。

## 財政の状況



(注1) 平成28年度までは決算、平成29年度は補正後予算、平成30年度は予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による増収収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

## (2) 「社会保障と税の一体改革」について

現行の社会保障制度の基本的な枠組みが構築された1960年代から今日に至るまでの間に、社会保障制度をとりまく状況は大きく変わっています。日本の社会保障制度は、社会保険方式を採りながら高齢者医療・介護給付費の5割を公費で賄うなど、公費負担に相当程度依存しています。

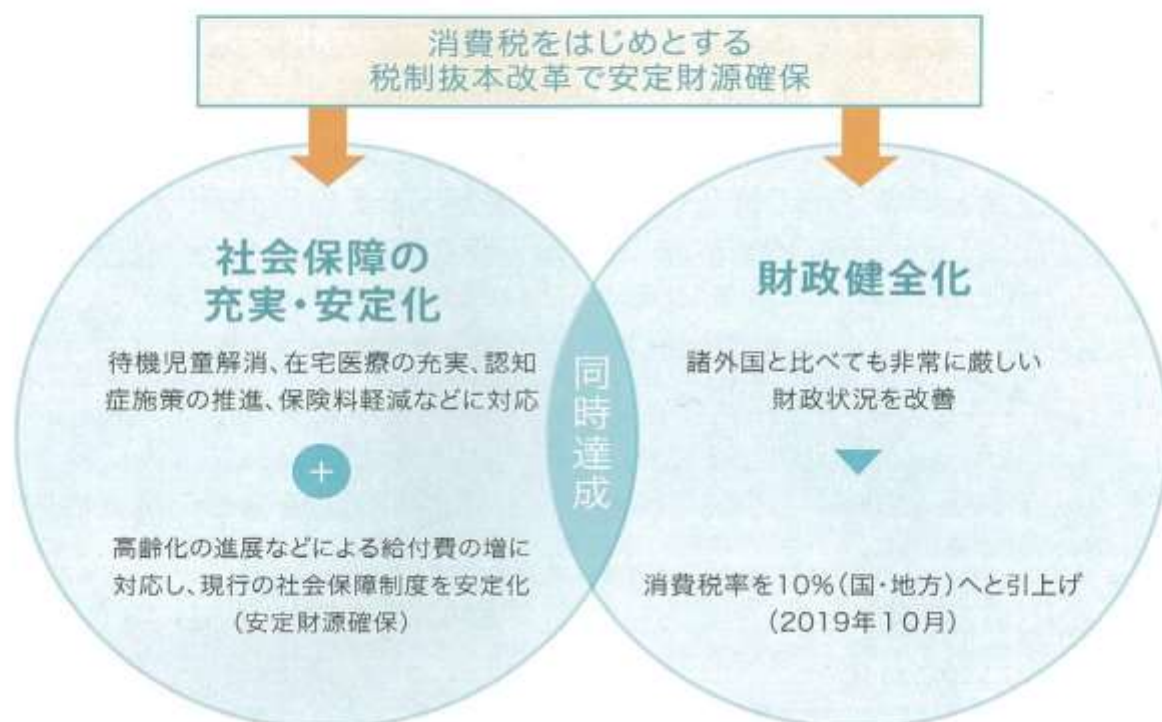
その結果、近年、高齢者医療・介護給付費の増に伴い、負担増は公費に集中しており、これを賄う財源を確保できていないため、将来世代に負担を先送りしています。このままの状態を放置すれば、現在の社会保障制度を維持していくことが困難となるおそれがあります。しかしながら、皆さんのおじいさんやおばあさんなど、高齢者をはじめとした国民1人1人の生活の安心を支え、世界一の長寿国の原動力となってきた、世界に誇る日本の社会保障制度については、しっかりと継続させていく必要があります。

### 給付費の増に伴う公費負担の増



【出所】国立社会保障・人口問題研究所「平成27年度社会保障費用統計」、平成29年度の値は厚生労働省(当初予算ベース)

このため、社会保障制度を維持していくための安定財源を確保し、そのことを通じて、諸外国と比べても非常に厳しい状況にある我が国の財政の健全化を目指す必要があります。



消費税が、子どもや高齢者を含めた国民全体に負担をお願いするものであることや、税収が比較的安定しているといった性質を有することから、消費税収は社会保障に充てることとしています。

### <30年度消費税増収分の内訳>

《増収額計：8.4兆円》

○ <b>基礎年金国庫負担割合 2分の1</b> (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	<b>3.2兆円</b>
○ <b>社会保障の充実</b> ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	<b>1.35兆円</b>
○ <b>消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増</b> ・診察報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	<b>0.39兆円</b>
○ <b>後代への負担のつけ回しの軽減</b> ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	<b>3.4兆円</b>

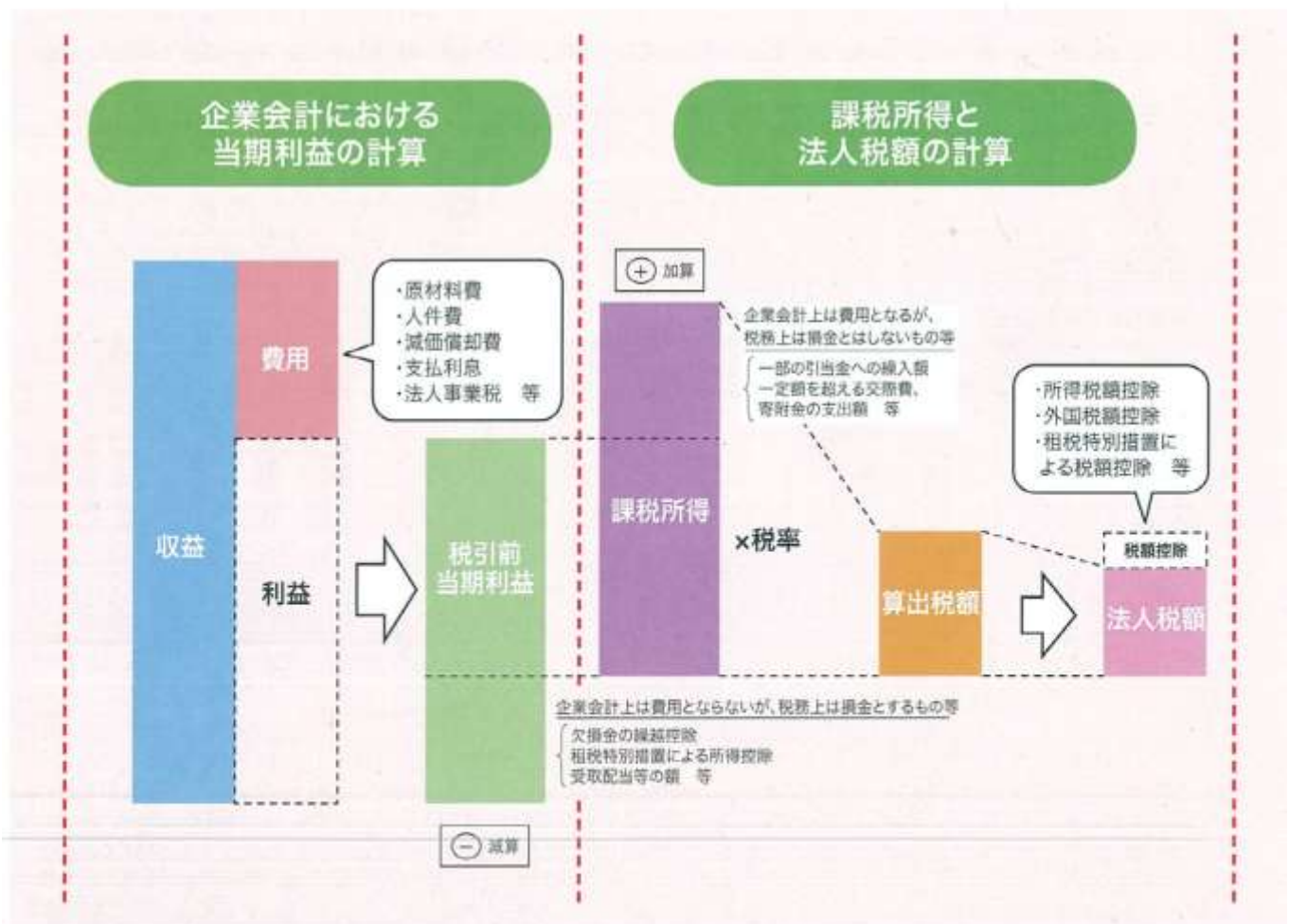
(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2) 上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.51兆円)を活用し、社会保障の充実(1.87兆円)の財源を確保。

### (3) 「法人税」を知ろう

法人税は、法人の企業活動により得られる所得に対して課される税です。法人の所得金額は、益金の額から損金の額を引いた金額となっています。益金の額とは、商品・製品などの販売による売上収入や、土地・建物の売却収入などで、また、損金の額とは、売上原価や販売費、災害等による損失など費用や損失に当たるものです。(実際は、企業会計上の税引前当期利益を基礎に法人税法の規定に基づく所要の加算又は減算(税務調整)を行い、所得金額を算出します。)

法人税額は、そうして得られた所得金額に税率をかけて税額控除額を差し引くことで算出します。

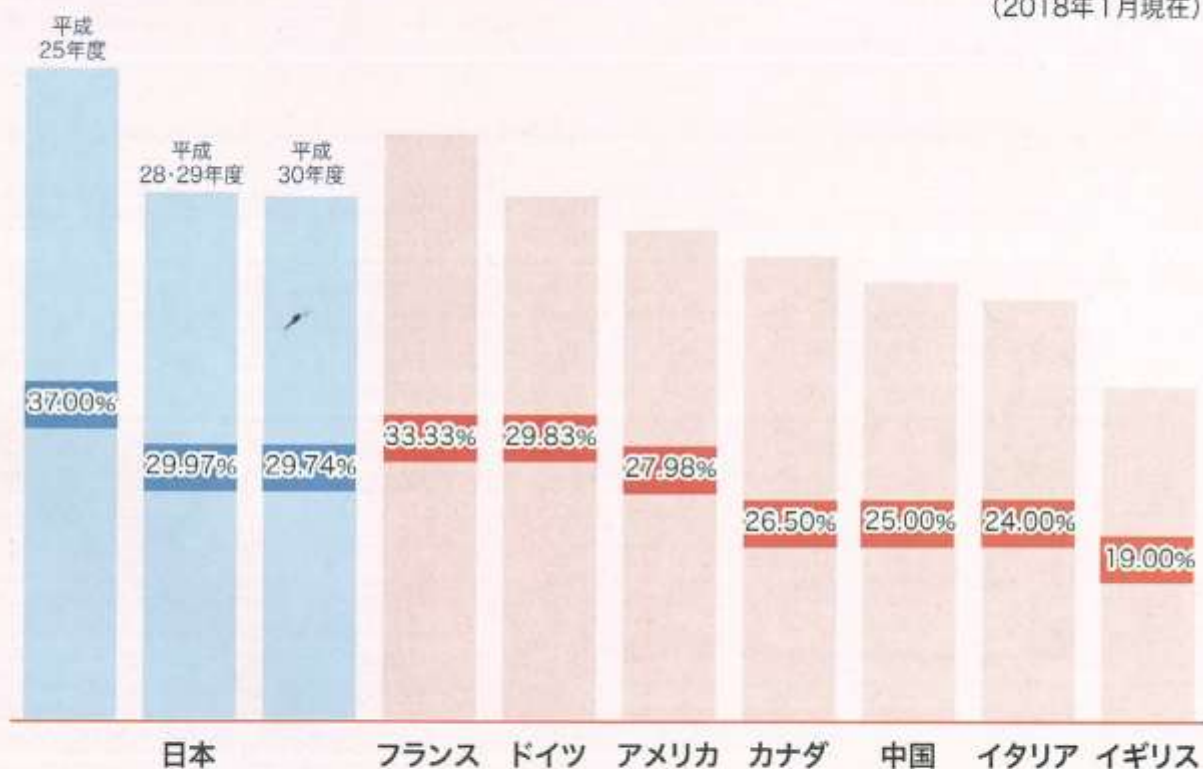


法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な質上げが可能な体質への転換を促すため、「課税ベース（課税の対象となる範囲）を拡大しつつ税率を引き下げる」という方針の下で法人税改革が進められました。

この成長志向の法人税改革は、平成27年度改正から始まり、改革2年目である平成28年度改正で、目標とされていた「法人実効税率20%台」が実現しています。

### 法人実効税率の国際比較

(2018年1月現在)



(注1) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、カナダはオンタリオ州。フランスについては、課税所得のうち50万ユーロ以下の部分の税率は28%。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(注2) フランスにおいては、2018年から税率を段階的に引き下げ、2022年には25%となる予定。イギリスにおいては、2020年度から17%に引き下げる予定。

(出典) 各国政府資料等



#### (4) 「国際課税」を知ろう

国際課税制度は、国際的に活動する企業・個人の課税関係を調整する仕組みです。国際的にルールを統一化・明確化しておくことが経済活動や行政にとって重要ですので、日本の国際課税制度は国際的な議論も踏まえて設計しています。

最近の主な国際的取組みに、「BEPS (Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)) プロジェクト」があります。これは、多国籍企業による国際的な課税逃れを防ぎ、公平な競争条件を整えるために、日本も参加してOECDが中心となって進めたもので、2015年10月に主要国間で合意し、今や110か国超が参加する一大プロジェクトです。

この背景には、世界各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させて、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業が各国の税制や国際課税ルールのずれを利用することで課税逃れを行うことに対する批判が高まったことがあります。現在は、BEPSプロジェクト参加国が合意内容に基づいて、国内法の整備や租税条約の改正を行っています。

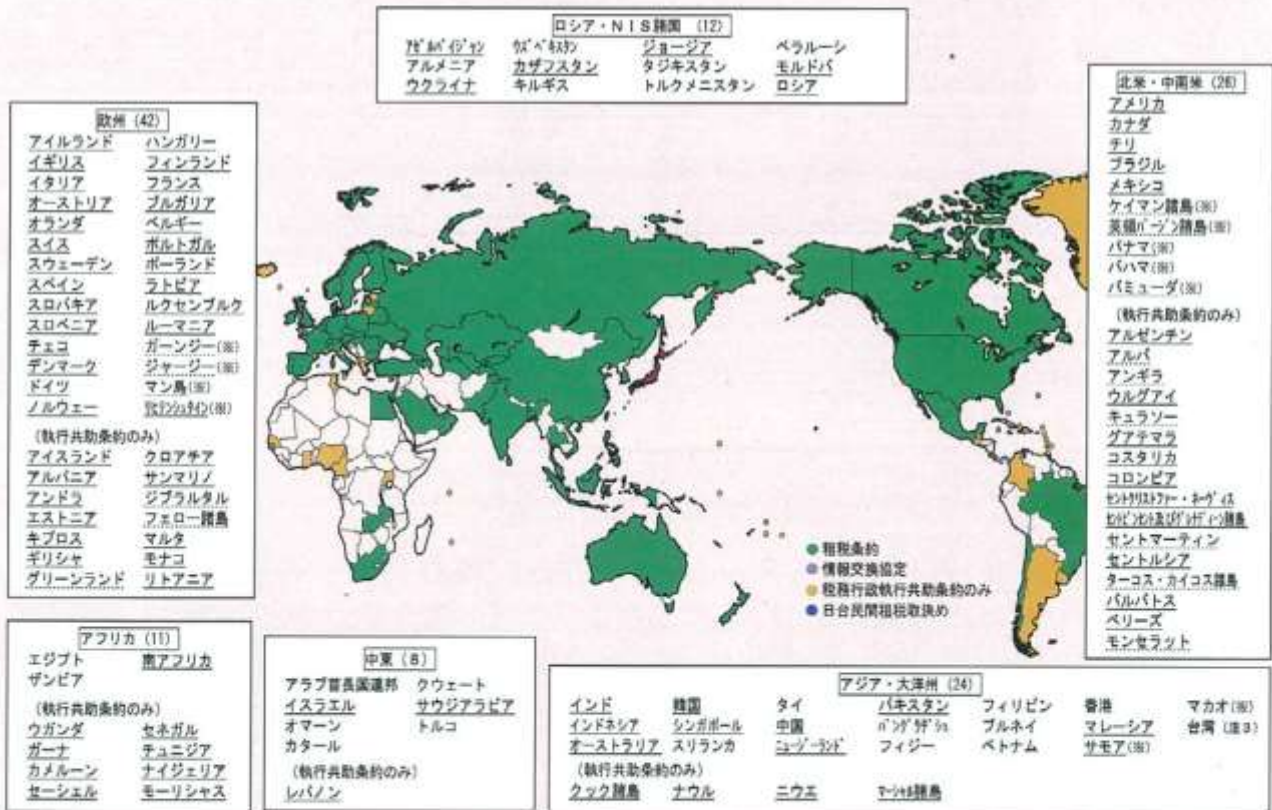


日本は、二重課税の除去等を通じた二国間の健全な投資・経済交流の促進を図ることを目的として、各国との間で租税条約を結んでいます。租税条約では、国際的な租税回避や徴収回避に対抗することを目的として、情報交換や徴収共助といった税務当局間の協力のための枠組みも規定されています。

平成30年6月1日時点で、日本は70の租税条約等を123か国・地域との間で適用しています。

## 日本の租税条約ネットワーク

(70条約等、123か国・地域適用／平成30年6月1日現在) (注1)(注2)



(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承認されていることから、条約等の数と国・地域数と一致しない。  
 (注2) 条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。  
 ・租税条約(二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約): 67 本、68 国・地域  
 ・情報交換協定(租税に関する情報交換を主たる内容とする条約): 11 本、11 国・地域(※中、(※)で表示)  
 ・税務行政執行共助条約: 締結国は我が国を除いて84 か国(※中、(※)に下線)、適用地域により99 国・地域に適用(※中、適用地域名に点線)。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は43 国・地域。  
 ・日台民間租税取決: 1 本、1 地域  
 (注3) 台湾については、公益財団法人交流協会(日本側)と重慶関係協会(台湾側)との間の民間租税取決及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築(現在、関係協会は、公益財団法人日本台湾交流協会(日本側)及び台湾日本関係協会(台湾側)にそれぞれ改称されている。)

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局（大洋株式会社内）鹿内 までお願いします。  
 全中貿事務局 TEL/ 06-6443-5810 E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jafta.jp